

8 指 第 421 号
令和 8 年 8 月 4 日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長
(公 印 省 略)

「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」の改定について（通知）

京都府建設交通部では、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、令和5年度から「快適トイレ」の使用に取り組んでまいりました。

この度、費用及び運用等に係る最新の実態を踏まえ、更なる現場環境改善推進の観点から下記のとおり「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」を改定することとしたので通知します。

記

1 改定内容

(1) 設置基数の上限規制を撤廃

改定前) 設置基数上限 2 基

改定後) 設置基数上限なし ただし、設置の必要性を考慮するものとする。

(2) 計上できる費用の上限を引き上げ

改定前) 費用計上の上限 51,000 円／基

改定後) 費用計上の上限 57,000 円／基

(3) 実施方法の簡素化

「快適トイレチェックシート（協議・提出・報告）」様式の内、「提出」を廃止

2 適用日

令和8年9月1日以降に入札公告をするものから適用する。

担 当	指導検査課 指導係
電 話	0 7 5 - 4 1 4 - 5 2 1 9

建設現場における快適トイレ設置の試行要領

1. 目的

本要領は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置を試行するために必要な事項を定めたものである。

2. 対象工事

建設交通部が発注する全ての土木工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は本要領の対象外とする。

- （1）通年維持工事等の単価契約で行う工事
- （2）その他、発注者が快適トイレの設置がなじまないと判断した工事

3. 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所と一体となったトイレには適用しない。）

本要領で快適トイレは、下記の「（１）快適トイレに求める機能」「（２）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、男性と女性が現場で働く場合は、男女別で各１基以上設置するものとする。

（１）快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする。）

（２）付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 便座周りの室内寸法（幅・奥行）900×900mm以上
- ⑬ 擬音装置（擬音機能を付帯した機器を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4. 実施の流れ

- （１）発注者は、入札段階で特記仕様書に本試行要領の対象工事であることを明記する。（別紙1参照）
- （２）受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、「快適トイレチェックシート（協議）」により監督職員と快適トイレの仕様及び基数等の対象内容について協議の上、快適トイレの設置を行うものとする。（複数基設置する場合、設置の必要性を考慮するものとする。基数に上限は設けない。）

- (3) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、「快適トイレチェックシート(報告)」により、費用等を発注者へ報告するとともに、以下のURLのリンク先へ保存するものとする。

URL : <https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/kaitekitoire.html>

※受注者が工事期間の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により実施することができる。

5. 積算

- (1) 快適トイレに要する費用は、設計変更で計上するものとする。費用は共通仮設費の営繕費に積み上げ計上し、現場管理費及び一般管理費の対象とする。
- (2) 快適トイレの費用について、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額*」を計上するものとする。
- ※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000円 /基・月（従来品）を減じ、有効数字4桁とし、5桁目以降を切り捨てとした額。
- (3) 受注者が自社所有の快適トイレを設置する場合は、同等品の設置費用（リース料）により積算上の差額を算出するものとする。
- (4) 計上の対象とする期間は、現場及び現場付近に快適トイレを設置した実績期間(設置日～撤去日)とする。他工事へ流用する場合は、前工事の撤去日と後工事の設置日が重複しないよう、双方で調整の上、決定するものとする。
- (5) 使用する快適トイレがハウス型(複数の入口があり、入口毎に便器が備わっている型)の場合に限り、入口毎に57,000円／基・月を上限として計上可能とする。
- (6) 「積算上の差額」の対象は賃料・管理費とし、運搬・設置撤去費は共通仮設費の率分、用水光熱費・消耗品費は現場管理費の率分に含まれるため対象外とする。
- (7) 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、個々の施工箇所で計上できるものとする。
- (8) 具体的な計上方法については、別紙2を参照すること。

6. その他

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。
- (3) (参考) 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。
- ①全般
女性トイレ用の設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- ②設置位置
女性用トイレと男性用トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- ③動線の配慮
男性用トイレと女性用トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。
- ④ドアの向き
女性用トイレのドアは、開けたら便座が真正面になることのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。
- ⑤照明
窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。
- ⑥室温
トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。

(別紙 1)

(特記仕様書の記載例)

(建設現場における快適トイレ設置の試行について)

1. 本工事は建設工事現場における快適トイレ設置の試行対象工事である。
2. 快適トイレの設置は「建設現場における快適トイレ設置の試行要領(令和8年9月1日)」に基づき実施すること。<https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/kaitekitoire.html>

※工事期間の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により実施することができる。

【具体的な計上方法例】

例1

設置実績期間 令和8年9月1日～令和9年3月25日(206日間) →期間は6.9箇月($206 \div 30 = 6.86\cdots$ 小数点第2位を四捨五入)

快適トイレ1基にかかった総額費用:350,000円

積算上の差額(通常の計算) 計算式: $350,000 - (10,000 \times 6.9) = 281,000$ 有効4桁止め→281,000円 ⇒採用

積算上の差額(上限) 計算式: $57,000 \times 6.9 = 393,300$ 有効4桁止め→393,300円

例2

設置実績期間 令和8年9月1日～令和9年3月19日(200日間) →期間は6.7箇月($200 \div 30 = 6.66\cdots$ 小数点第2位を四捨五入)

快適トイレ2基にかかった総額費用:999,999円(端数処理の例を伝えるため、極端な金額としています。)

積算上の差額(通常の計算) 計算式: $999,999 - (10,000 \times 6.7 \times 2) = 865,999$ 有効4桁止め→865,900円

積算上の差額(上限) 計算式: $57,000 \times 6.7 \times 2 = 763,800$ 有効4桁止め→763,800円 ⇒採用

注意事項

1)金額は全て税抜き

2)月数の計算は30日/月とし、小数点第2位を四捨五入する。

3)積算上の差額は通常の計算で算出した費用(総額から10,000円/基・月を引く場合)と上限費用を比較し、低い方の費用を採用する。

建設現場における快適トイレ設置の試行要領

1. 目的

本要領は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置を試行するために必要な事項を定めたものである。

2. 対象工事

建設交通部が発注する全ての土木工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は本要領の対象外とする。

- （１）通年維持工事等の単価契約で行う工事
- （２）その他、発注者が快適トイレの設置がなじまないと判断した工事

3. 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所と一体となったトイレには適用しない。）

本要領で快適トイレは、下記の「（１）快適トイレに求める機能」「（２）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、男性と女性が現場で働く場合は、男女別で各１基以上設置するものとする。

（１）快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする。）

（２）付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
 - ⑩ 鏡と手洗器
 - ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- （３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】
- ⑫ 便座周りの室内寸法（幅・奥行）900×900mm 以上
 - ⑬ 擬音装置（擬音機能を付帯した機器を含む）
 - ⑭ 着替え台
 - ⑮ 臭気対策機能
 - ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

4. 実施の流れ

（１）受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、「快適トイレチェックシート（協議）」により監督職員と規格・基数等の対象内容について協議の上、快適トイレの設置を行うものとする。

建設現場における快適トイレ設置の試行要領

1. 目的

本要領は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置を試行するために必要な事項を定めたものである。

2. 対象工事

建設交通部が発注する全ての土木工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は本要領の対象外とする。

- （１）通年維持工事等の単価契約で行う工事
- （２）その他、発注者が快適トイレの設置がなじまないと判断した工事

3. 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所と一体となったトイレには適用しない。）

本要領で快適トイレは、下記の「（１）快適トイレに求める機能」「（２）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、男性と女性が現場で働く場合は、男女別で各１基以上設置するものとする。

（１）快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする。）

（２）付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
 - ⑩ 鏡と手洗器
 - ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- （３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】
- ⑫ 便座周りの室内寸法（幅・奥行）900×900mm 以上
 - ⑬ 擬音装置（擬音機能を付帯した機器を含む）
 - ⑭ 着替え台
 - ⑮ 臭気対策機能
 - ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

4. 実施の流れ

（１）発注者は、入札段階で特記仕様書に本試行要領の対象工事であることを明記する。（別紙1参照）

（２）受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、「快適トイレチェックシート（協議）」により監督職員と**快適トイレの仕様及び基数等の対象内容について協議の上、快適トイレの設置を行うものとする。（複数基設置する場合、設置の必要性を考慮するものとする。基数に上限は設けない。）**

- (2) 受注者は快適トイレの設置が完了次第、快適トイレチェックシート(提出)」を監督職員へ提出する。また、3の(1)(2)の仕様を全て満たすことを資料の提出により証明するものとする。
- (3) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、「快適トイレチェックシート(報告)」を監督職員へ提出するものとする。

- (4) 受注者は、完成検査までに以下のURLよりアンケートを回答するものとする。

URL : <https://forms.office.com/r/ERXhtY9fsW>

※受注者が工事期間の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により実施することができる。

5. 積算

- (1) 快適トイレに要する費用は、設計変更で計上するものとする。費用は共通仮設費の営繕費に積み上げ計上し、現場管理費及び一般管理費の対象とする。
- (2) 快適トイレの費用について、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額*」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。(102,000 円／2基・月が上限)
- ※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000円 /基・月(従来品)を減じ、有効数字4桁とし、5桁目以降を切り捨てとした額。
- (3) 受注者が自社所有の快適トイレを設置する場合は、同等品の設置費用(リース料)により積算上の差額を算出するものとする。
- (4) 計上の対象とする期間は、現場及び現場付近に快適トイレを設置した実績期間(設置日～撤去日)とする。他工事へ流用する場合は、前工事の撤去日と後工事の設置日が重複しないよう、双方で調整の上、決定するものとする。
- (5) 使用する快適トイレがハウス型等の男女別一体型の場合は、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限として計上可能とする。
- (6) 「積算上の差額」の対象は賃料・管理費とし、運搬・設置撤去費は共通仮設費の率分、用水光熱費・消耗品費は現場管理費の率分に含まれるため対象外とする。
- (7) 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、個々の施工箇所計上できるものとする。
- (8) 具体的な計上方法については、別紙 を参照すること。

7. その他

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。
- (3) (参考) 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。
- ①全般
女性トイレ用の設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- ②設置位置
女性用トイレと男性用トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- ③動線の配慮
男性用トイレと女性用トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。
- ④ドアの向き
女性用トイレのドアは、開けたら便座が真正面になることのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(削る)

- (3) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、「快適トイレチェックシート(報告)」により、費用等を発注者へ報告するとともに、以下のURLのリンク先へ保存するものとする。

URL : <https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/kaitekitoire.html>

(削る)

※受注者が工事期間の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により実施することができる。

5. 積算

- (1) 快適トイレに要する費用は、設計変更で計上するものとする。費用は共通仮設費の営繕費に積み上げ計上し、現場管理費及び一般管理費の対象とする。
- (2) 快適トイレの費用について、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額*」を計上するものとする。
- (削る)
- ※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000円 /基・月(従来品)を減じ、有効数字4桁とし、5桁目以降を切り捨てとした額。
- (3) 受注者が自社所有の快適トイレを設置する場合は、同等品の設置費用(リース料)により積算上の差額を算出するものとする。
- (4) 計上の対象とする期間は、現場及び現場付近に快適トイレを設置した実績期間(設置日～撤去日)とする。他工事へ流用する場合は、前工事の撤去日と後工事の設置日が重複しないよう、双方で調整の上、決定するものとする。
- (5) 使用する快適トイレがハウス型(複数の入口があり、入口毎に便器が備わっている型)の場合に限り、入口毎に57,000円／基・月を上限として計上可能とする。
- (6) 「積算上の差額」の対象は賃料・管理費とし、運搬・設置撤去費は共通仮設費の率分、用水光熱費・消耗品費は現場管理費の率分に含まれるため対象外とする。
- (7) 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、個々の施工箇所計上できるものとする。
- (8) 具体的な計上方法については、別紙2を参照すること。

6. その他

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。
- (3) (参考) 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。
- ①全般
女性トイレ用の設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- ②設置位置
女性用トイレと男性用トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- ③動線の配慮
男性用トイレと女性用トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。
- ④ドアの向き
女性用トイレのドアは、開けたら便座が真正面になることのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

⑤照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

⑥室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

⑤照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

⑥室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者	☐ 受注者	発議年月日				
発 議 事 項	☐ 指示	☐ 協議	☐ 通知	☐ 承諾	☐ 報告	☐ 提出	☐ その他)
工 事 名 及 び 工 事 番 号	(受注者:)						
(内 容)快適トイレの設置について							
<記載例> (協議時) 本工事において、建設現場における快適トイレ設置の試行要領に基づき、快適トイレを設置したいので、別添「快適トイレチェックシート(協議)」により協議します。 (費用確定時) 本工事において「快適トイレ」に係る費用及び撤去日が確定しましたので、別添「快適トイレチェックシート(報告)」により報告します。							
添付図 葉、その他添付図書							
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 令和 年 月 日					
	受 注 者	上記について ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 令和 年 月 日					

				総 括 主 任	現 場 主 任 (監 理)
				監 督 員 監 督 員	代 理 人 技 術 者